

建築士定期講習 修了試験問題－2020-1

以下の各問題について、適切と思うものはマークシートの○に、不適切と思うものはマークシートの×にマークしてください。

1. 所定の建築物の新築に際しては、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けるにあたって、構造計算適合性判定や建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適合性判定）を受ける必要がある。
2. 建築物の用途を変更して、建築基準法別表第1に規定する特殊建築物（床面積300㎡）にする場合、建築基準法施行令第137条の18で定める類似の用途に該当する場合であっても、用途地域によっては確認済証の交付が必要となる場合がある。
3. 建築基準法第6条第1項第四号に規定する建築物（いわゆる四号建築物）について屋根の全面修繕をする場合は、建築基準法第6条第1項の確認済証の交付を受けなければならない。
4. 防火地域及び準防火地域以外の地域において延べ面積300㎡の特殊建築物を10㎡増築する場合、確認済証の交付を受けなければならない。
5. 建築基準法第6条第1項の確認申請にあたって必要となる図書及び書類とその内容については、同法施行規則第1条の3に規定されている。
6. 高さが60mを超える建築物の構造計算については、時刻歴応答解析を行い大臣の認定を受ける必要があるが、重ねて構造計算適合性判定も受けなければならない。
7. 所定の規模以上の非住宅建築物（特定建築物）を新築しようとするときは、建築物エネルギー消費性能基準に適合させ、建築物エネルギー消費性能適合性判定を受ける義務がある。
8. 建築基準法第6条第1項第一号から第三号までの建築物を新築する場合、検査済証の交付を受ける前の仮使用については、必ず建築主事に申請し、その認定を受けなければならない。
9. 急傾斜地崩壊危険区域内において、所定の制限行為をしようとする者は、原則として